

せいり ばんごう 整理番号	4-1-3	そうだん 相談レベル	2
ぶん ぐん 分類	ざいりゅう しかく てつづき 在留資格 & 手続き		
こう ぐん 項目	ざいりゅう しかく 在留資格		
ない よう 内容	ざいりゅう しかく へんこう 在留資格の変更		

1 想定される質問の背景

○ さらに自由な活動内容や更新期間の長い在留資格への変更をしたい。

2 基本的な質問と回答

相談者 在留資格の変更はどんなときにできるのですか？

回答者 在留資格を有する外国人が在留目的を変更して別の在留資格に該当する活動を行おうとする場合に、法務大臣の許可を受けて在留資格を変更します。例えば、留学の在留資格で日本で勉強していた外国人が、大学を卒業し、人文知識・国際業務の在留資格に変更して、勉強していたことを生かして日本で働く場合などです。在留資格や新たに従事する活動の内容によっては変更が認められない場合がありますので、必ず、東京入国管理局横浜支局などに確認してください。

相談者 在留資格の変更はどこで手続できるのですか？

回答者 変更許可申請は、東京入国管理局横浜支局または同川崎出張所で行います。手数料は4,000円です。支局では「外国人在留総合インフォメーションセンター」を設置し、電話や訪問による照会に日本語だけでなく、英語、ハンゲル、中国語、スペイン語でも対応しています。受付時間は、平日の9時～12時と13時～16時です。

⇒ 東京入国管理局横浜支局外国人在留総合インフォメーションセンター

郵便番号:231-0023 電話番号:045-651-2851～2

横浜市中央区山下町37-9横浜地方合同庁舎

⇒ 同局川崎出張所

郵便番号:215-0021 電話番号:044-965-0012

川崎市麻生区上麻生1-3-14川崎西合同庁舎

相談者 変更手続に必要な書類は何ですか？

回答者 在留資格によって申請書類と添付書類が異なりますので、必ず入国管理局に確認してください。一般的には、在留資格変更許可申請書、申請理由書、入学許可書や雇用契約書などの新たに従事しようとする活動の具体的な内容を証明する書類、パスポート、外国人登録証明書です。

3 派生する質問と回答

相談者 短期滞在から別の在留資格に変更できますか？

回答者 やむを得ない特別の事情が認められる場合に限られると聞いています。

相談者 就労できる在留資格に変更できれば、家族を呼び寄せられますか？

回答者 ⇒ 呼び寄せられる範囲 4-4-1へ